○国土交通省令第六号

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第六条並びに高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令

（東京湾横断道路事業会計規則の一部改正）

第一条　東京湾横断道路事業会計規則（昭和六十三年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表第一（第４条関係） 勘定科目表 賃借対照表			別表第一（第４条関係） 勘定科目表 賃借対照表		
科目	内訳科目	摘要	科目	内訳科目	摘要
（資産の部） １　流動資産 （略）	（略）	（略）	（資産の部） １　流動資産 （略）	（略）	（略）
			繰延税金資産		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの
（略） ２　固定資産 （略）	（略）	（略） （略）	（略） ２　固定資産 （略）	（略）	（略） （略）
繰延税金資産			繰延税金資産		流動資産の部に整理された繰延税金資産以外の繰延税金資産
（略） 〔負債の部〕 １　流動負債 （略）		（略） （略）	（略） 〔負債の部〕 １　流動負債 （略）		（略） （略）
			繰延税金負債		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの
（略） ２　固定負債 （略）	（略）	（略） （略）	（略） ２　固定負債 （略）	（略）	（略） （略）
繰延税金負債			繰延税金負債		流動負債の部に整理された繰延税金負債以外の繰延税金負債
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）